

教育委員会会議 平成 25 年 1 2 月定例会 会議録

(14 : 00)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条 2 項の規定による。

4. 前会会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

今回は該当なし。

6. 議事

(1) 議案

平成 26 年度津山市立図書館の休館日について (図書館)

概要説明

津山市立図書館条例施行規則に基づき、平成 26 年度津山市立 4 図書館の休館日を定める。広報誌、ホームページ、休館日カード等で周知を図る。

全員の挙手により原案どおり可決承認

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例施行規則の一部を改正する規則について (文化課)

概要説明

消費税法の一部改正により税率が引き上げられることに伴い、利用料金を改定するため、規則中の規定について所要の整備を行うもの。なお、同提案理由により 12 月議会へ音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例の一部を改正する条例を上程しており、そちらが可決された後に、施行日を平成 26 年 4 月 1 日とする規則の改正を行うもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

津山文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について (文化課)

概要説明

需要の無い老朽化した結婚式場を貸館対象から外すため、規則中の規定について所要の改正を行うもの。なお、結婚式場を廃止することについて、12 月議会へ津山文化センター条例の一部を改正する条例を上程しており、そちらが可決された後に、施行日を平成 26 年 4 月 1 日とする規則の改正を行うもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

津山市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について (スポーツ課)

概要説明

津山市体育施設予約システムが平成 26 年 1 月 1 日より新たなシステムとなることに伴い、使用許可書様式が一部変更となるため、規則の一部を改正するもの。

また、津山市鶴山球技場を廃止することに伴う、規則中の規定について所要の改正を行うもの。なお、津山市鶴山球技場を廃止することについては、12 月議会へ津山市体育施設条例の一部を改正する条例を上程しており、そちらが可決された後に、施行日を平成 26 年 4 月 1 日とする規則の改正を行うもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

津山市城東伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について (歴史まちづくり推進室)

概要説明

津山市城東伝統的建造物群保存地区保存計画は、平成 25 年 2 月に教育委員会において審議され、告示を行った。今回、城東地区内で新たに伝統的建造物の所有者の方から特定物件への同意が得られたため、保存計画へ 4 棟の建造物を追加し、保存計画の変更をするもの。対象となる建造物の具体的な場所については資料 42 ページのとおり。

全員の挙手により原案どおり可決承認

(2)協議

勝北陶芸の里工房条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）

概要説明

消費税法の一部改正により税率が引き上げられることに伴い、使用料を改定するため、規則中の規定について所要の整備を行うもの。なお、同提案理由により 12 月議会へ勝北陶芸の里工房条例の一部を改正する条例を上程しており、そちらが可決された後に、施行日を平成 26 年 4 月 1 日とする規則の改正を行うもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

(3)報告

津山市議会 12 月議会答弁について（各課）

概要説明

質問議員 19 名のうち、教育委員会関係の質問は 12 名の議員からあった。

学校教育部の主な質問と答弁については、まず、2 つの大規模学校給食センターの稼働に向けての改修と建設の現状について質問があり、戸島学校食育センターは食物アレルギーのある子どもたちへの対応食を調理する専用調理室の新設、同時に 2 献立の調理を可能とする調理ラインの増設工事を実施していること、新センターについては、戸島センター同様にアレルギー対応専用室、2 献立に対応する調理ライン等のほか、津山市全体を賄う炊飯ラインを有するセンターとして整備し、平成 26 年 6 月末完成、2 学期から稼働する予定であると答弁した。地産地消の取組については、契約栽培制度など安定的な食材調達システムの構築について、関係機関と連携を図っていくこと、栄養職員の配置については、食育の推進など、栄養職員の負担が年々増加している現状に鑑み、県費栄養食職員の他に市独自の栄養職員の配置に努めたいと考えていると答弁した。次に、学力学習状況調査結果の公表における国の方針について教育長の見解を求められたことに対しては、国は基本的には、学校成績の一覧や順位を付しての公表は認めないとする配慮事項が示されているが、個々の学校の成績が公開されれば近隣の学校と成績を比べたり、テストの順位が独り歩きすれば、それが学校の優劣を表すかのような誤解を招き、教育現場で一生懸命取り組んでいる子どもたちや先生方の意欲を奪うことにつながるのではないかと心配していると答弁した。教師の多忙化や精神的な疲労に対しての質問へは、市独自の弾力化による 35 人以下学級の実施や、市費による非常勤講師やスクールヘルパーの配置をしていることを答弁し、子どもの荒れ等についての質問へは、問題行動の背景にある様々な要因を把握するため、校内ケース会議の開催や校内指導体制の充実に向けて、外部関係機関や指導主事・専門家の派遣など、より一層の支援を行っているとの答弁した。

生涯学習部関係は、文化遺産の調査・保存・継承として、苅田酒造の建物について調査や保存作業など今後の予定について質問があり、平成 26 年度中に調査報告書を作成し、国へ指定申請を行う予定であると答弁した。その他、庄屋・農家・土蔵などの調査・記録については、統一した基準での調査は出来ていないが、必要な建物等は調査・記録を検討していきたいと答弁した。文化遺産の整備を通して、先人の工夫や遺産を子どもたちや地域の市民の方にどう伝えていくのかとの質問については、これまでに発行されている冊子「津山市の文化財」、「つやま先人のあゆみ」、「みんなで学ぼうと美作のあゆみ」等を学校現場での学習や、生涯学習等の各種講座で有効に活用することにより、郷土愛の醸成や、歴史文化遺産の価値の再認識に寄与するものと考えていると答弁した。次に、スポーツ振興について条例や計画が必要ではないかという質問に対しては、平成 20 年には津山市スポーツ振興計画を策定し、市民皆スポーツの推進を図っているところであり、条例の制定については他都市の状況を調査、研究し、また関係団体、関係機関の意見を聞きながら、検討していきたいと答弁した。津山城天守閣の有無による、歴史と文化のまちづくりへの影響についての質問へは、天守閣復元はまちのシンボルとして、市民の誇りや郷土愛の醸成につながるものと考えており、それを核として一体的に観光面での PR ができるようになれば、歴史と文化を生かしたまちづくりが進展するものと考えていると答弁した。教育・歴史と文化のまち津山としての文化戦略については、引き続き、創作活動の支援と芸術鑑賞機会の提供、文化芸

術環境の整備、文化団体への支援を行い、歴史遺産や文化財の保存と活用、伝統行事の継承にも取り組んでいくと答弁した。

こども保健部では、平成 27 年度から施行予定の「子ども・子育て新制度」に関する質問で、公立及び市立の幼稚園・保育園の立場での質問であった。基本的には、現在設置している津山市子ども・子育て審議会のなかで議論をしていき、津山市全体の今後の就学前教育・保育のあり方の中で整理をしていきたいと答弁した。また、在園児数が減り続けている公立幼稚園についてどのように考えているのかとの質問については、小規模の利点もあるが、集団教育の観点からは好ましい状態ではない。現行の「津山市幼稚園将来計画」においても、公立幼稚園の再編の必要性については言及されており、今後は「子ども・子育て支援事業計画」の策定における審議会の議論を十分踏まえ、公立幼稚園の果たすべき役割を整理しながら早急にこの課題に取り組まなければならないと考えていると答弁した。

津山市立小学校における個人情報を含むUSBメモリーの紛失について（教育総務課）

概要説明

既に報道でご承知のとおり、津山市立小学校の教諭が自宅で盗難被害にあい、本人所有の鞆が盗まれた。鞆の中に個人用のUSBメモリーがあり、校長の許可なく持ち出した児童の成績データ（パスワードは付してある）が入っていたもの。紛失したUSBメモリーに記録されていた内容は、担当学年の名簿（名前のみの一覧表であり、住所等の個人情報はなし）、学級通信（平成 24 年度（1 年分）及び平成 25 年度 4 月から 10 月分）、成績データ、担任学級 20 名分の 2 学期の国語、算数のテストの点数データである。12 月 16 日に盗難被害について教育委員会に連絡があり、同日、各小中学校に対して「情報管理の徹底について」の通知を送付した。該当校の対応としては、12 月 18 日、臨時保護者会及び担当学年保護者会を開催し、事実経過と今後の対応について説明し、おわびをした。また、再発防止に向けた校内体制の確立の検討を行った。翌 19 日には児童に対して説明し、同日評議委員会を開催し、地域の方・保護者へ細かく説明している。今後は、個人情報の管理の徹底と更なる意識の向上について指導し、教職員としての職責について自覚を促し、再発防止に努めていく。

平成 24 年度問題行動調査の結果について（学校教育課）

概要説明

平成 24 年度問題行動調査の結果について、12 月 10 日に文部科学省がプレス発表をした。本日の資料では津山市・岡山県及び国の結果の概要を示しており、暴力行為といじめは 1,000 人当たりの認知・発生件数、不登校は出現率を表している。津山市の概要は、平成 23 年度と比較して暴力行為は改善している。特に小学校については、県の認知・発生件数よりも低くなっている。中学校は県よりも高い数値ではあるが、平成 23 年度と比較すれば改善されている。いじめについては、小学校は県平均よりも低く、中学校は横ばいの状態。不登校は全国と比較しても低い出現率となっている。

詳細には、暴力行為について中学校は高い状態が続いている。小・中学校共に児童・生徒間暴力が大半を占めており、その中でも特定の児童・生徒が繰り返し行う状況が続いているため件数が増えている。全体的な傾向としては、虐待等課題のある家庭環境の影響、発達障害による二次障害等、様々な要因があり、すぐに解決できない状況がある。いじめについては、全国では倍増しているが、津山市では従来から早期発見・早期対応に努めており大きな変化はなく、発見された事案のうち、96%が解消の方向にある。昨年からはハイパーQ U 検査を導入したことで、学級集団の実態把握と未然防止の取組が各校で進んでいる。不登校については、低い出現率となっている要因として、対象児童・生徒に対して適正な見立てをするために臨床心理士等、専門家によるケース会議を開きケースに応じた対応を行っていることがある。津山市教育委員会では暴力行為・いじめ・不登校については毎月実態調査を実施し、現状を把握のうえ積極的な対応を行っている。不登校については、新たな不登校を生まないという観点から、休み始めた場合の初期対応の徹底を行うと共に「無支援ゼロ」を目指していく。また、いじめ防止推進法が制定されたことにより、岡山県教育委員会では、岡山県がいじめ防止対策についての方針を定めているところであり、県と連携して津山市においても適切な対応をしていく。

7. その他

(1) 各課からの報告

文部科学大臣表彰受賞者報告について（生涯学習課）

概要説明

津山っ子を守り育てる市民の会中道ブロックが文部科学大臣表彰として「学校安全ボランティア奨励

賞」を受賞された。同団体は、子どもの安心・安全な学校教育活動への貢献活動並びに学校・家庭・地域との密接な連携活動が顕著であることが認められた。全国で 54 団体が受賞し、岡山県では同団体が唯一の受賞であった。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議 1 月定例会を、平成 26 年 1 月 28 日(火)午後 2 時から開催。
全員賛成により決定。

8.閉会

(15 : 00)